

医療法人社団松誠会 たきざわ指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団松誠会が開設するたきざわ指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
 - 2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
 - 3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
 - 4 事業者の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保健施設への入所を希望する場合にあっては、介護保健施設へ紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 たきざわ指定居宅介護支援事業所
- 二 所在地 岩手県滝沢市鶴飼笹森4番地2

(職員の職種、職員、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一方的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名（管理者兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日
月曜日から土曜日までとする。但し第2、3土曜日、国民の祝日、12月30日から1月3日は除く
- 二 営業時間
午前8時30分から午後5時15分、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。
- 三 連絡方法
電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料及びその他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

- 二 使用する課題分析表の種類 全社協方式を使用する。
 - 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において開催する。
 - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月 1 回以上とし、必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合に利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。
 - 3 通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を頂かない事とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、滝沢市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又は扶養者の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又は扶養者の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団松誠会との事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規定は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。